

2025 年 7 月 17 日

旧券・旧硬貨・記念貨幣の取り扱い変更について

常陽銀行は、2025 年 10 月 1 日（水）より、「旧券・旧硬貨・記念貨幣」のお取り扱いを変更しますので、下記のとおりお知らせいたします。

当行では、今後ともお客さまの多様なニーズにお応えするため、さまざまなサービスの提供に努めてまいります。

記

1. 両替扱いの終了および手数料の新設

実施日	2025 年 10 月 1 日（水）									
対象	・旧券、旧硬貨 日本銀行ホームページの「現在発行されていないが有効な銀行券」「現在発行されていないが有効な貨幣」に掲載の紙幣、硬貨を指します*1。 ただし、後述の「旧券・旧硬貨・記念貨幣取扱手数料対象外の紙幣・貨幣一覧」に記載の紙幣・貨幣は、対象外とします。 ・記念貨幣 財務省ホームページの「記念貨幣一覧」に掲載の貨幣を指します*2。									
取扱方法	・口座入金（両替のお取り扱いは終了します）									
手数料	・旧券・旧硬貨・記念貨幣取扱手数料 【手数料金額】（消費税込み）<table><tr><th>枚数</th><th>金額</th></tr><tr><td>1 枚～10 枚</td><td>550 円</td></tr><tr><td>11 枚～100 枚</td><td>1,100 円</td></tr><tr><td>101 枚～200 枚</td><td>2,200 円</td></tr></table>以降、100 枚ごとに 1,100 円加算		枚数	金額	1 枚～10 枚	550 円	11 枚～100 枚	1,100 円	101 枚～200 枚	2,200 円
枚数	金額									
1 枚～10 枚	550 円									
11 枚～100 枚	1,100 円									
101 枚～200 枚	2,200 円									

*1 日本銀行ホームページ「現在発行されていないが有効な銀行券 現在発行されていないが有効な貨幣」
https://www.boj.or.jp/note_tfjgs/note/valid/past_issue/index.htm

*2 財務省ホームページ「記念貨幣一覧」
https://www.mof.go.jp/policy/currency/coin/commemorative_coin/list.htm

2. ご留意事項等

- 紙幣・貨幣の算定に対する手数料のため、算定後にご入金を取りやめる場合や金額を変更される場合も、手数料がかかります。
- 1 日に複数回に分けてご入金される場合は、合算した枚数に応じた手数料をいただきます。
- 手数料は、ご入金を行う紙幣や貨幣とは別にご用意ください。
- 本件に伴い、「普通預金規定」「普通預金（照合表口）規定」「納税準備預金規定」「貯蓄預金（スーパー貯蓄預金）規定」「当座勘定規定」を改定いたします。改定の内容は別紙をご参照ください。

3. 旧券・旧硬貨・記念貨幣取扱手数料対象外の紙幣・貨幣一覧

以下の発行年（月）以降の銀行券・貨幣は、「旧券・旧硬貨・記念貨幣取扱手数料」の対象外です。ただし、ご両替やご入金等のお取引の際は、枚数に応じて「円貨両替手数料」または「店頭硬貨整理手数料」がかかる場合がございます。

	種類	表面肖像・図柄	発行年月
紙幣	一万円券	福澤諭吉	昭和 59 年（1984 年）11 月以降
	五千円券	樋口一葉、新渡戸稲造	昭和 59 年（1984 年）11 月以降
	二千円券	守礼門	平成 12 年（2000 年） 7 月以降
	千円券	野口英世、夏目漱石	昭和 59 年（1984 年）11 月以降
貨幣	五百円貨	桐	昭和 57 年（1982 年）以降
	百円貨	桜花	昭和 42 年（1967 年）以降
	五十円貨	菊花	昭和 42 年（1967 年）以降
	十円貨	平等院鳳凰堂、唐草	昭和 26 年（1951 年）以降
	五円貨	稲穂、歯車、水	昭和 24 年（1949 年）以降
	一円貨	若木	昭和 30 年（1955 年）以降

以 上

預金規定新旧対照表

(注) 該当部のみ抜粋。下線が改定箇所

規定名	現行規定	改定案
普通預金規定	3. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)を受入れます。 (2) 手形要件(とくに振出日、受取人)、小切手要件(とくに振出日)の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。 (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。 (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。 (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。	3. (証券類 等 の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)を受入れます。 (2) 手形要件(とくに振出日、受取人)、小切手要件(とくに振出日)の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。 (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。 (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。 (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。 (6) <u>この預金口座に旧券、旧硬貨や記念貨幣等を受入れるなど、当行所定の条件を満たす現金の取扱いの場合には、当行所定の取扱手数料をいただきます。</u>
普通預金(照合表口) 規定	4. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)を受入れます。 (2) 手形要件(とくに振出日、受取人)、小切手要件(とくに振出日)の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。 (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。 (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。 (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。	4. (証券類 等 の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)を受入れます。 (2) 手形要件(とくに振出日、受取人)、小切手要件(とくに振出日)の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。 (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。 (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。 (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。 (6) <u>この預金口座に旧券、旧硬貨や記念貨幣等を受入れるなど、当行所定の条件を満たす現金の取扱いの場合には、当行所定の取扱手数料をいただきます。</u>
納税準備預金規定	2. (証券類等の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」という。)を受入れます。為替による振込金も受け入れます。 (2) 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。 (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。 (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。 (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。	2. (証券類 等 の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」という。)を受入れます。為替による振込金も受け入れます。 (2) 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。 (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。 (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。 (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。 (6) <u>この預金口座に旧券、旧硬貨や記念貨幣等を受入れるなど、当行所定の条件を満たす現金の取扱いの場合には、当行所定の取扱手数料をいただきます。</u>

規定名	現行規定	改定案
貯蓄預金（スーパー貯蓄預金）規定	2.（証券類の受入れ） (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金額収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 (2) 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。 (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。 (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。 (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。	2.（証券類 等 の受入れ） (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金額収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 (2) 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。 (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。 (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。 (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。 (6) この預金口座に旧券、旧硬貨や記念貨幣等を受入れるなど、当行所定の条件を満たす現金の取扱いの場合には、当行所定の取扱手数料をいただきます。
当座勘定規定	第1条（当座勘定への受入れ） ① 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金額収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。 ② 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。 ③ 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続を済ませてください。 ④ 証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。	第1条（当座勘定への受入れ） ① 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金額収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。 ② 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。 ③ 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続を済ませてください。 ④ 証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。 ⑤ この当座勘定に旧券、旧硬貨や記念貨幣等を受入れるなど、当行所定の条件を満たす現金の取扱いの場合には、当行所定の取扱手数料をいただきます。